

七世紀の荷札木簡と税制

森 公 章

はじめに

七世紀の荷札木簡と税制

発掘調査などによって出土する新しい文字資料である木簡は、既存の文献史料に量的な付加を齎すだけでなく、一次史料として他の史料が少ない時代・地域の研究に大きな威力を發揮するものとして注目される。木簡は当時の政府の中心である都城跡だけでなく、様々なレベルの地方官衙遺跡からも数多く検出されており、実務運営の実態を知る材料として有用である。表題の荷札木簡のうち、平城宮跡などから出土する八世紀のものは、国郡郷里名、貢進者名、税目、物品名・数量、年月日などの記載を有し、各々の要素について新たな史料を呈している。特に地方支配機構や租税制度の実際を知り得る素材として、荷札木簡の分析が期待されるところである。⁽¹⁾

今、八世紀の荷札木簡に言及したが、最近では七世紀の木簡出土例も増加し、藤原宮木簡だけでなく、飛鳥池遺跡、飛鳥京跡苑池遺構、石神遺跡や難波宮跡北西部など、藤原宮を遡る時期のものが検

出され、地方官衙遺跡出土の木簡とも相俟つて、七世紀の荷札木簡に関する同様の視点と方法で考察が可能になりつつある。そこで、小稿では最近出土の木簡を取り上げ、淨御原令制下以前の様相、七

世紀中葉の孝徳朝の施策くらいまでを視野に入れながら、荷札木簡の特色と租税制度のあり方などについて検討を試みたいと考える。⁽²⁾

なお、こうした作業を進める基本的史料集として、「評制下荷札木簡集成」(奈良文化財研究所、二〇〇六年。市販は東京大学出版会から。以下、「荷札集成」と略記)が刊行されており、既発表の木簡釈文が大幅に再釈読されたものも多い。私も木簡学会研究集会などの場で木簡を実見して気づいていたものもあるが、釈文についてはこの集成の成果を概ね今後の拠り所とすべきであると考えるので、「荷札集成○号」という形で典拠を併記する。また「部」字については、七世紀木簡では「ア」に近い字形で記されており、「荷札集成」でも同様に表記されているので、七世紀木簡を推定する指標として強調する意味もあって、木簡釈文においては「ア」字で示すようにし

一 藤原宮木簡と石神遺跡出土の木簡

藤原京は六九四～七一〇年に首都であった都城で、飛鳥淨御原令と大宝律令という二つの法体系のあり方を有するものとして注目される。「大化革新」論争の端緒となつた郡評論争が、一九六七年の藤原宮木簡出土によつて決着し、大宝以前は評制であつたことが判明した点など、重要な知見を教えてくれた。今、藤原宮木簡中の大宝以前の荷札木簡、即ち飛鳥淨御原令制下の様相を窺わせるものの特色を整理すると、次のようになる。

「はじめに」で掲げた八世紀の荷札木簡の構成要素は、藤原宮木簡においても概ね包摂されているが、まず年月日が記される場合は年月日が冒頭に来ること、これは文書木簡にも共通する大宝以前の特徴を示す書式になつてゐる。⁽³⁾ 但し、平城宮木簡と同様、上掲の記載要素の構成にはいくつかの類型があり、年月日が冒頭に記されるものは国名から書き始められるものが多いが、評名や里名で始まるものも存し、年月日があるものが必ずしも最も整つた書式という訳でもないようである。

また荷札木簡の全体数から言えば、貢進年月日が明記されているものはむしろ少なく、さらに税目名、物品名なども記されていない場合の方が多い。こうした平城宮木簡と藤原宮木簡との差違を反映

する具体例を掲げると、次の如くである。bも調塩の荷札木簡と推定されるが、税目・物品名とともに記載が見えない。

- a · 若狭国遠敷郡木津郷少海里
土師竈御調塩三斗

神龜五年九月十五日

平城宮木簡二〇八一號
¹³²⁻²⁶⁻⁴ ₀₃₁

- b 庚子年四月若佐國小丹生評
木ソ里秦人申二斗

藤原宮木簡一四六号、荷札集成二一五号
¹⁷⁰⁻³³⁻⁵ ₀₃₁

藤原宮木簡では少ないながら、税目が明記されているのは調と大贊、そして養米である。それらの事例を示すと、次のようになる。

c 乙未年御調寸松

藤原宮木簡一七五号、荷札集成五七号
¹²¹⁻²⁵⁻³ ₀₃₉

- d 上毛野国車評桃井里大贊鮎

〔藤原宮〕一一〇号、荷札集成一〇〇号
¹⁷⁷⁻²⁵⁻⁴ ₀₃₁

- e · 甲午年九月十一日知田評

阿具比里五□ア皮鳴□養米六斗

〔藤原宮〕一一〇号、荷札集成二一〇号
²¹³⁻²⁸⁻⁴ ₀₃₁

- f 三形評 三形五十戸生ア乎知

調田比煮一斗五升

〔飛鳥京跡第一三二次調査・木研一八、荷札集成二三四号
¹⁵³⁻²⁴⁻⁵ ₀₃₁

調は藤原宮木簡に限定すると、全体の書式がわかる的確な事例を挙げることができないが、飛鳥京跡出土木簡にはfののようなもののがあり、「御調」、「調」の表記にはヴァリエーションが存し、また養米と同様、調も個人名による貢納形態をとつたことがわかる。贊に

関しては、dのように里あるいは評の貢進形態になつており、贊の貢進形態を窺わせる材料にならう。但し、奈良県教育委員会編『藤原宮跡出土木簡概報』四三号（一九六八年）に「□末呂贊并入」（(11)・(19)・4 081）という木簡があり、「人別賦課の貢進物に贊が附加された例のようにもみえる」と解説され（(三)貢）、『書紀』持統六年五月庚午条「御阿胡行宮。時進贊者紀伊国牟婁郡人阿古志海部河瀬麿等兄弟三戸服三十年調役・雜徭。」とある事例を参考にすると、個人貢進の贊もあつたことになる。なお、後述の石神遺跡出土木簡（m）を含めても、貢進年月日が記された事例は見あたらぬ。

そして、b-fの事例では示すことができなかつたが、貢進者名が記される場合には、貢進者名の前に「某里人」と表記されるものが散見し、これは和銅・養老頃までの八世紀初の荷札木簡にも見られる古い書式を残すものと考えられる。この「某里人」の表記は、上述の税目・物品名の欠如と併考すると、税目よりもむしろ行政地名記載・所属の把握・確認の方に重点が存したのではないかとの憶測につながるところであるが、この点は後に検討することにしたい。なお、貢進年月日については、荷札木簡と関わりの深い調庸物は、賦役令調庸物条によると、八月中旬から徵収し始め、近国は十月三十日、中国は十一月三十日、遠国は十二月三十日という貢進期限が定められており、平城宮木簡の調庸荷札の日付はほぼこの規定に合

致するが、藤原宮木簡にはこの貢進期日に拘わらない日付を持つものが存する（若狭国は賦役令調庸物条集解古記所引民部省式に中國とあるが、bでは四月に貢進を行つてゐる）というのが一つの特色である。これもまた上述の記載項目事項や「某里人」表記とともに、租税制度の整備の度合いに関わる問題であると思われ、改めて後述することにしたい。

以上が藤原宮木簡の荷札木簡の特色であるが、「はじめに」で触れたように、近年、飛鳥池遺跡、飛鳥京跡苑池遺構、石神遺跡などから、天武・持統朝に遡る木簡が数多く出土し、藤原宮木簡以前の荷札木簡の様相を知る材料が揃つてきたと言える。そこで、藤原宮木簡と照合する形で、その特色を整理すると、次のようになろう（以下、「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」の冊数・頁数または木簡番号を飛十七—〇〇号（貞）のように略記する）。

まず年月日が冒頭に記される書式は淨御原令施行以前から存しており、同様に古くから見られる「某前申」形式の上申文書の存在とともに、淨御原令制は画期になつていなかことがわかる。今のところこうした書式の荷札木簡は石神遺跡第一五次調査出土の次の木簡が最古のもので、年紀は天智四年（六六五）ということになる。⁽⁷⁾

g・乙丑年十二月三野国ム下評
・大山五十戸造ム下ア知ツ
従人田ア児安

飛十七—三四号、荷札集成^[52-29]一〇二号

gに見るが如く、年月日が冒頭に記されるものには国名から書き始められるものが多く、国評五十戸（里）名、貢進者名、物品名、数量などが記載され、荷札木簡の構成要素は比較的整っていると言ふことができる。しかしながら、やはり評名や五十戸（里）名から始まるものも存している。⁽⁸⁾

h・辛巳年鷗評加毛五十戸

矢田ア米都御調卅五斤

飛十七一一四号、荷札集成六八号^{161・214 032}

i・壬辰年九月廿四日万枯里長ア大真

呂五斗

飛十八一九〇号、荷札集成四八号^{213・29・6 032}

iは石神遺跡出土木簡のうち、仕丁資養の米の荷札である（飛十七九五号（荷札集成二七号）・一三〇号（同二二八号）、十八一〇四号（同二二四号）・一一六号・一四三号に「養」、「養米」、「仕俵」、「仕丁米」、「養俵」などの表現が存し、これらの米荷札が仕丁資養のものであることが推定される）が、これらの米貢進付札を除くと、hはやや例外的存在で、全体的には貢進年月日が明記されたものは少なく、また税目名・物品名なども記されないものが多い。

僅かながら明記される税目としては、hの調（hには「御調」とあるが、石神遺跡では飛十七一一四五号（荷札集成一七八号）に「調」、飛鳥池遺跡出土のj-jにも「調」の表記が存する）の他に、上述の養米、そして贊が見える。

j・陽沐戸海ア佐流

・調

飛十二一一六頁、荷札集成二二〇一号^{152・19・5 031}

k・三枝ア赤男調

飛十三一七頁、荷札集成二二〇五号^{133・21・3 032}

l・五十戸調

飛十四一一貢、荷札集成二二〇一一号^{125・19・5 033}

m・高草評野〔〔押カ〕〕五十三戸鮎日干
贊

飛十七一一八号、荷札集成一六二号^{170・26・4 031}

調にはh・j・kの如く個人が貢納するもの（荷札集成三〇六・三〇七号も参照）と、lのように五十戸からの貢進を示すものとがある。養米は後代の庸米の前身となるものであるが、eの藤原宮木簡と合せて、大宝以前には「庸」の表記は見出せず、仕丁資養の養米が本義であったことを窺わせる知見となる。⁽⁹⁾ mは今のところ最古の贊札で、石神遺跡出土木簡であるから、天武・持統朝には贊貢進の制度が存したことになろう。その貢進形態はやはり評・五十戸からの貢上になっている。但し、石神遺跡出土木簡には、

小田評甲野五十戸日下ア閑海贊

という事例もあり（飛十八一一七七号、荷札集成二二五号）、個人貢進の贊も存したことがわかる。これらの税目は概ね藤原宮木簡と同様であり、淨御原令制施行以前からこうした税目区分が存したことが確認できる訳である。

^{184・22・5 011}

n・三川国青見評大市ア五十戸人

・大市ア逆米六斗

飛十八一一六三号、荷札集成^{195・23・3}三七号

o・戊寅年十一月尾張海評津嶋五十戸

・韓人ア田根春赤米斗加支各田ア金
飛鳥京跡苑池遺構・木研二五、荷札集成^{234・35・6}二号

p・丁丑年十一月三野国刀支評次米

・恵奈五十戸造阿利麻
・春人服ア枚夫五斗俵

飛十三一一三、荷札集成^{151・28・4}三二一号

q・高志国利浪評

・ツ非野五十戸造鳥
飛鳥京跡苑池遺構・木研二五、荷札集成^{114・(18)・6}一四一号

そして、租税の貢進形態としては、nのような「某五十戸人」の表記が散見し、これが「某里人」の表記につながるものであつたことがわかる（石神遺跡出土木簡中にも「某里人」の表記が存する）。また調には貢進月がわかる事例はないが、oの赤米や石神遺跡の養米・米の貢進月は区々であり、やはり賦役令の如き貢進期限が規定されていたとは考え難い。なお、oに関する事例としても注目されるところである。即ち、oによると、韓人部田根が春成して納入した赤米を額田部金が検量（「斗加支」は穀類を枠で検査する際に枠目を正確にするために枠をならす小さな棒のこと）して貢進したことが知られ、天平六年度尾張國正税帳によると、海部郡主帳に額田部姓者があり（『大日本古文書』一一六一三）、評督尾張連の下で、額田部金が実務を執るという関係が存したことも推察される。その他、gでは五十戸造—從人の関係を窺うことができ、五十戸造が閥与した貢進事例もいくつか存している。

七世紀の地方官衙遺跡出土の荷札木簡の特色としては、次のようない点を指摘することができる。①「某五十戸」とだけ記されたもの、あるいは「某五十戸」から記載が始まるものも多い（例、奈良県下

茶屋遺跡「奴原五十戸」「木研一六、荷札集成四号」、大阪府佐堂遺跡「種田五十戸」「木研四、荷札集成九号」、静岡県神明原・元宮川遺跡「相星五十戸」「木研八、荷札集成六四号」。その他、静岡県伊場遺跡出土木簡でも「柴江五十戸人」「竹田五十戸人」「新井里人」など、年紀の次は五十戸・里から始まるものが多い)。②国内・評内での貢納物の移動を窺わせる(伊場遺跡のものは、上述のように、五十戸・里から書き始められ、評家への貢納であることを示しており、徳島県觀音寺遺跡出土の「麻殖評伎瑠宍二升」の木簡は阿波國府への貢進に用いられたものであろう)。③貢納者の把握(滋賀県南滋賀遺跡「木研一八」では人名+俵+数量を記した帳簿風の木簡が出土しており、複数人による貢納を記録したもの、あるいは貢納者掌握のために帳簿かと思われる)や滞税処置を窺わせるもの(伊場遺跡八四号木簡)も存する。

r 乙未年一月〔下官白父カ〕
 □□□□□丈ア御佐久何沽故買□□
 □□御調矣本為而私マ政負故沽支□者□□□□
 □□□□不悉上白
 [老カ]

伊場遺跡八四号
 366-11-10 019

「は乙未年ニ持統九年(六九五)ニ「下官白」「父丈部御(しらさく)」(父である丈部が管理されることには)、「御調を本(はじめ)て、私部の政負ふ故に沾りき」(御調をはじめ、私部としての貢納負担を負っているために売却した)、「不悉上白」となつており、后妃のための私部としての貢納の存在とその負債による売却を述べているものと

理解できる。⁽¹⁵⁾「下官」と父の丈部、この両者と私部などの関係は不明な部分があるが、私部の負債を負っていたのが「下官」だとすると、父は丈部、子は私部ということになり、「書紀」大化二年八月癸酉条に「遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割」とある部民制的收取の状況の遺存を窺わせる事例として注目されよう。また調とともに私部としての負担があるという租税構造になつており、滞税に伴う売却という徵稅作業の実際を示すものとしての稀有の材料を呈している。

以上、藤原宮木簡と天武・持統朝から天智朝頃までに遡る飛鳥地域出土の木簡、また地方官衙遺跡出土木簡の荷札木簡が呈する様相を瞥見した。これらは遡つても天武朝、一部に天智朝の様子を窺わせる材料を教えてくれるものであるが、それ以前については如何であろうか。七世紀の荷札木簡にはこれらをさらに遡る事例も存するので、次にその検討を試みたい。

一一 天智朝以前の様相

周知のように、飛鳥京跡には上・中・下三層、四時期の遺構が存在し、下からⅠ期=舒明天皇の飛鳥岡本宮、Ⅱ期=皇極天皇の飛鳥板蓋宮、Ⅲ-A期=齊明天皇の後飛鳥岡本宮、Ⅲ-B期=天武・持統天皇の飛鳥淨御原宮に比定されている。⁽¹⁶⁾この飛鳥京跡で最初に木簡

七世紀の荷札木簡と税制

が出土したのは第一〇次調査においてであり、それには一時期のものが含まれているが、古い方のものはIII-A期に相当する時期に比定され、齊明朝のものである可能性が指摘されている。⁽¹⁷⁾また第五一次調査では「大花下」、「小山上」、「大乙下」など、大化五年冠位制の冠位名を記した木簡が出土し、大化五年～天智三年と時期を特定しえる史料群も検出されている。⁽¹⁸⁾これもまた齊明朝頃のものと見なされよう。そして、戊申年（大化四＝六四八）銘木簡を含む約四〇点の難波宮跡北西部出土木簡が存する。⁽¹⁹⁾こちらはさらに遡って孝徳朝の様相を窺わせる材料ということになる。そこで、ここではこれら荷札木簡の分析を通じて、天智朝以前のあり方を探る手がかりとしたい。

s・大ア浴虎	〔綿カ〕	x 委爾ア栗□□
・「上」	□	y 嶋意弥荷□□八□□
t 夫人緬「上」		z 王母前□□□
u・□□棕人分		・□□廿□□
・八等二三〇□□		
v・白髮ア五十口		
・販十口		
w 秦人凡国評		
荷札集成一一五号	139・26・25 032	荷札集成一一〇号
(194・23・5) 019	92・13・3 011	165・28・5 032
荷札集成一一五号	115・22・4 032	125・30・4 011

s・uは飛鳥京跡第一〇次調査出土木簡で、sの如く、表面に人物名（s以外にも大ア阿西利、田ア加尼などの例がある）十物品名（綿・錦など）、裏面または表面に異筆で「上」・「中」などの文字が記されたものがいくつか見られる。⁽²⁰⁾異筆の「上」・「中」は三等級を示したもので、この部分には同筆関係が認められる事例も指摘されているので、sの部称を有する人物が繊維製品に荷札木簡を付して貢上してきたのに対して、何らかの勘査を行い、等級記載を記入するという作業が行われたことを窺わせるものと位置づけることができよう。その他、「須弥酒」（濁酒の上澄みを取た澄み酒）や「夫人緬」の如き物品も貢上されていたことが知られ、tは宛先（「夫人」）十物品名十等級の勘査を示しているのではないかと思われる。uの「棕人」は役職名と推定され、物品の収納・管理に携わるものと考えられるが、詳細は不明である。以上のs・uについては物品整理用付札と解する余地があるかもしれない（「荷札集成」ではこれらを荷札木簡としては採択していない）が、その場合は「大ア浴虎」などの人名の解釈（物品の所属または管理主体を示すと見るか）や「上」・「中」の意味

を検討することが求められる。ここでは荷札木簡の本源的記載内容や「上」・「中」の意味などに関する理解、またx・yの如き事例を参考にして、これらを荷札と扱つておきたい。

飛鳥京跡第一〇次調査出土の関係木簡は記載が簡便で、内容理解には推測に頼らざるを得ないところが大であるが、何らかの貢納とそれを勘査・収納するシステムが存したことを窺うことができる。

そして、vの飛鳥京跡第五一次調査出土木簡は、後の備中國窪屋郡真壁郷の地から鉢が貢上されてきたことを示すもので、税目としては調に相当する貢納である可能性が指摘されている。⁽²²⁾ 「白髮部五十戸」は評の下部単位であるが、白髮部という部民を五十戸単位に編成したものであるかもしれない。いずれにしても「白髮部五十戸」という単位集団から貢納がなされているのであって、こうした集団的貢納の方式とsの如き個人名による貢納との二つの方式があつたことが知られることになる。

w～zは難波宮跡北西部出土で、孝徳朝の荷札木簡である。wの「凡国評」に関しては、これを後の近江国愛智郡大國郷に比定する見解が呈されている。⁽²³⁾ 愛智郡の前身たる衣知評の存在（西河原森ノ内遺跡出土木簡、木研八）とは別に凡国評が置かれていたのか、あるいは凡国評から衣知評などが分立したのか、そして凡国評の行方としてはどのような過程で衣知評または愛智郡に包含されたのか等等、様々な問題が残るが、仮に凡国評の存在を認めると、後代の愛智郡

における依知秦氏の居住形態から考えて、この評は秦人の集団を組織したものであり、wはその秦人集団からの何らかの貢納物に付されていた荷札であつた可能性が推定される。

wについてはこれを全体で人名と解釈することもできるが、その場合はその人名の貢納を示す荷札で、貢納者名のみが記されているということになる。xも部称者の集団または個人からの貢納を窺わせる荷札、yは嶋オミ（臣）という人名か氏族集団が貢進した荷物、あるいは嶋オミ宛の荷物という両様の理解が可能である。yの二つの解釈に関連して、zも併考したい。zは「某前白（申）」の上申文書の書式から考えて、「王母」を宛先とする貢納を示すものと見なされる。そして、荷札もしくは付札状の切り込みを持つ木簡のうち、zのみが明確に宛先が書かれていると判断されるものであること、図1に見るが如く、zは四辺の調整や切り込み部分の整形などがかなり丁寧に造られており、特別の木簡と思われること、w～zの他に、「支多比」（腊）、「宍」、「伊加比」（貽貝）の如く食品名のみを記す木簡もあり、これらは贊札と考えられることなどから、これら荷札（付札）木簡がひとまとまりのグループをなす可能性を想定し、これらは「王母」に宛てられ、その下で廃棄されたものであること、その差し出し側も同じであり、「王母」に関わる某所から差し出されたものであること、さらにこの木簡群が南側の谷部から投棄されたとすると、そこには「王母」に關係する何らの施設が

存在したのではないかという見方が呈されている。⁽²⁵⁾

とすると、yも貢納主体を記したものと解されることになり、私もこの木簡群全体の理解とyの位置づけを概ね支持したいと考える。なお、zの「王母」は特段の根拠がある訳ではないが、既に指摘されているように⁽²⁶⁾、皇極前大王に比定するのがよいと思われる。乙巳の変で弟孝徳に譲位した皇極は、「書紀」孝徳即位前紀皇極四年六月庚戌条に「奉_ニ号於豐財天皇曰_ニ皇祖母尊」とあり、「皇祖母尊」と称されていたと記されている。「皇祖母」の称は皇極二年九月丁亥条で死去した皇極・孝徳の母吉備姫王にも用いられており、「吉備嶋皇祖母命薨」と見え、大化二年三月辛巳条「宜_ニ罷_ニ官司処々屯田及吉備嶋皇祖母処々貸稻以_ニ其屯田一班_ニ賜群臣及伴造等_ニ」によると、その財産が処分されていたことがわかる。この吉備姫王に対する「祖母」の称号は皇極の子である中大兄（天智）・

月庚戌条に「奉_ニ号於豐財天皇曰_ニ皇祖母尊」とあり、「皇祖母尊」と称されていたと記されている。「皇祖母」の称は皇極二年九

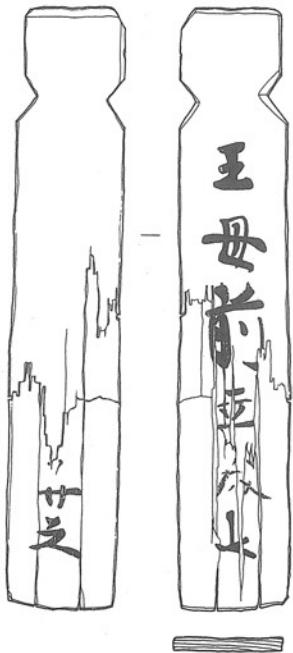


図1 z木簡実測図
(註19報告書より転載)

大海人（天武）から見てのものであると考えられ、「書紀」編纂開始頃の世代観に合致している。皇極前大王を「皇祖母尊」と称するのもやはり後代の用語を遡及させたものと解せられよう。皇極は讓位によって孝徳と擬制的な母子関係になり、また女間人皇女が孝徳の大后になっていたので、当時の称号としては「母」が相応しく、zの「王母」こそ皇極前大王を指す用語であったと見なす所以である。

以上を要するに、w₁~zは「王母」宛の貢納物の様態を窺わせる材料ということになる。⁽²⁷⁾ここにはzの如き貢納物の宛先など（zの全体的判読は困難だが、その他に物品名・数量、あるいは税目名なども記されていたか）を記したもの、w₁~yの如くに貢納者名のみを記したもの、そして食品名=貢納品名のみを記したものと、いくつかのタイプの荷札が存し、これらが全体として機能を果すしくみになっていたことが看取される。zのような構成のものは、例えば八世紀初の長屋王家木簡中の「長屋親王宮鮑大贊十編」（平城宮発掘調査出土木簡報）二十一—三五頁にも見ることができ、これもまた長屋王家という特定の宛先への貢納に使用されたのであり、誰からの貢納であるかは自明の事柄になっており、宛先と物品名・税目・数量が判明すればよいという貢納形態になっていたことが窺われる。

以上、極めて断片的ではあるが、天智朝以前の荷札木簡を摘記し、その記載内容の特色を概観した。その結論を整理すると、次の通り

である。①貢納形態は個人名によるもの（*s*、（*w*～*y*））と単位集団によるもの（*v*、（*w*～*y*））の二種類があつた。②貢納物を勘査する手続きが存した。この点に関しては、「書紀」皇極二年七月辛亥条に「遣數大夫於難波郡檢百濟國調与獻物」とある調の勘査場面が参照され、「所進國調欠少前例」、「送大臣物、不改去年所還之色」、「送群卿物、亦全不将来」といった問題が指摘され、百濟使の「即今可備」という返答を得ていることも留意しておきたい。③荷札木簡の書式としては、宛先のみしか記載されておらず貢納者名がわからない（*z*）、税目や物品名が不明である（*s*、*v*、*w*～*y*）など、完全な用途を果していない。この点については、

「書紀」安閑元年四月癸丑朔条（伊甚国造による珠貢上）、崇峻五年十一月乙巳条（東国之調）、皇極四年六月甲辰条（三韓進調之日）など、貢納品の貢上と受納を対面して挙行する場があり、そうした実見を通じて確定することが可能であつたためと見ることもできよう。⁽²⁸⁾

では、このような特色を有する荷札木簡に反映された孝徳朝、齊明朝頃の收取方式とはどのような制度になつていたのだろうか。それを考えるには改新詔など「書紀」に記された税制の信憑性と実態

如何の検討が必要であり、章を改めて孝徳朝の施策や七世紀後半の律令体制確立過程の中での收取制度の推移などを考究することにしたい。

三 孝徳朝の施策と税制の推移

孝徳朝の税制を明記しているのは改新詔であるが、周知のよう改新詔の信憑性自体が問題になつていているのであるから、まず改新詔以外の孝徳紀の記載から、孝徳朝の施策の全体像を探つてみたい。

孝徳朝の政策は地方に対する使者派遣（「書紀」①大化元年八月庚子条〔東国等国司への詔I〕、②大化元年九月丙寅朔条、③大化元年九月甲申条〔土地兼併禁止詔〕、④大化二年正月是月条、⑤大化二年二月戊申条、⑥大化二年三月甲子条〔東国等国司への詔II〕、⑦大化二年三月辛巳条〔東国等国司への詔III〕、⑨大化二年三月甲申条〔旧俗改正詔〕、⑩大化二年八月癸酉条〔品部廢止詔I〕、東国等国司への詔IV〕）と中央における部民制に関わる方策（③、⑦、⑧大化二年三月壬午条〔皇太子奏〕、⑩、⑪大化三年四月壬午条〔品部廢止詔II〕）に要約されるが、これらについてはいくつかの別稿で私見を述べているので、ここではその要点を整理して掲げることにしたい。

地方への使者派遣は当初は蘇我本宗家の権力基盤でもあつた東国や倭国六県を対象に行われた（①）が、その対象は全国的なものであつたと考えられる（②・③・④）。使者の任務は戸籍作成・校田（①・③）と武器を公的管理下におくこと（①・②・④）であつた。戸籍作成・校田と言つても、「民元数」を録す（③）、「民戸口年紀」

(①) 『人口と年齢の調査、「墾田・頃畝」の検覆(①)を内容とするもので、厳密な文書としての戸籍が作られた訳ではないし、代制を基準とする当時にあつては田地を計数的面積で掌握することも難しかつたと思われる。また武器の管理には兵庫修造が行われたが、そもそも武器収集作業には国造の協力が不可欠であり、辺境ではチェックの上、本主に戻すという形もとられた(①・⑦)。

したがつて使者の任務遂行は在地豪族の協力によつて可能になつたようであり(⑦)、武器のチェック(⑦)、勧農の実施(⑨・⑩)などにおいて、国造に依存するところが大きかつた。使者の任務にはまた在地豪族の実状を調査することがあり(①)、現地で訴訟を受けてもこれを判断してはならず(①・⑦)、国造らを伴つて中央に参集することが命じられていた。使者は大化元年六月～九月に全国に派遣されたようであり(②)、大化二年一月頃には中央に参集してきており(⑤)、東国等国司については三月にその功過判定が行われたことがわかる(⑥・⑦)。中央への参集は在地の問題解決を図るとともに、それが可能なのは大王だけであるという、孝徳朝政府の力を可視的に体験させる目的を有していたと見なされよう。

その後、大化二年八月には再度の使者が派遣された(⑩)。その

任務は前年指示された課題の継続であり、人口と年齢の調査、田地の掌握や武器の管理は引き続き遂行されるべき仕事であつたことが窺われる。そして、田地の調査が終わつたところでは、収穫田を民

に均給すること(「凡給田者、其百姓家近接於田、必先於近」という給田の方針が記されている)や調賦として「男身之調」を收取し、仕丁を五十戸に一人とすること、「國々壇堈」を調査し、国県名決定の資料に供すること、また築堤・穿溝・墾田の推進を行うべきことなどが命ぜられている。

次に部民制に関わる施策としては、まず「民元數」調査に関連して、「其臣連等・伴造・国造各置己民、恣情駆使」、「進調賦時、其臣連・伴造等先自收斂、然後分進、修治宮殿、築造園陵」各率己民隨事而作、即ち中央豪族による「己民」分有と「調賦」・労働力進上に際しての問題点が指摘され、またその賃租的經營を規制しようとしている(③)。この賃租的經營に關わる事柄として、前章で史料を掲げたように、「官司處々屯田」を廢して、その屯田を中央豪族に班賜するとともに、皇極・孝徳の母である吉備嶋皇祖母命の「處々貸稻」を廢止したこと(⑦)にも留意したい。後者は皇極二年九月に死去した吉備姫王の經營体が存続し、そこでは(③)の如き賃租的經營や出舉が行わっていたことを窺わせる。孝徳大王は自らが範を示すことで、こうした方式の廢止を企図したものと思われる。

そして、孝徳大王は子代入部・御名入部とその屯倉、即ち諸王族や中央豪族が有していた労働力とその貢納の拠点をそのままにしておくべきか否かを諮問している(⑧)。これに対して中大兄皇子は

自らが伝領する皇祖大兄御名入部について、仕丁簡充は「前処分」に従い、それ以外の私駆使はやめる旨を奉答しており、入部五二四

口・屯倉一八一所を献上した。これは皇祖大兄御名入部の全廃・返上を意味するのではなく、仕丁簡充の「前処分」による変更分を献納しただけのものであつたと解すべきである。その「前処分」を改新詔の旧三十戸に一人を五十戸に一人とするという規定を参考にし、⁽³⁰⁾ 一屯倉について入部三口と概算すると、入部七八六口・屯倉二六一所は中大兄のもとに残されたと推計され、仕丁とその資養のための「庸」（養米）、また「調賦」の收取権も保持されたままであつたことになろう。

孝徳大王はさらに品部廢止を計画した^{(10)・(11)}。品部＝部民の弊害として、「一家五分六割」⁽¹⁰⁾の如く、人民が諸王族や中央豪族に分有され縦割り的状況になつていて、大王・王族や豪族の名が部民名や地名につけられ、名が汚されていること⁽¹¹⁾などが指摘されており、諸王族・中央豪族＝「名名王民」に対しては百官を新設して冠位を授与するので、品部がなくなつても心配する必要はない⁽¹⁰⁾と述べている⁽¹⁰⁾。但し、実際にはすぐに新官職・冠位の制定はできないので、しばらくの間は「庸調」＝仕丁とその資養のための養米および調を賜う、即ち従来通りの部民制的收取を認めると令している⁽¹¹⁾。

以上の理解をふまえて、改新詔や⁽¹⁰⁾に示された当該期の税制に關

わる規定を掲げ、荷札木簡に窺われる実態と合せて考察を加えてみたい。

α 「書紀」大化二年正月甲子朔条（改新詔）《太字は養老令文と同文》
其四曰、罷_レ旧賦役而行_レ田之調。凡綱・純・糸・綿並隨_ニ郷土所_レ出。田一町、絹一丈。田四町成_レ疋。長四丈、広一尺半。純二丈。二町成_レ疋。長・広同_ニ絹・純。一町成_レ端_ニ糸・綿、絹・純・屯諸處不_レ見。別收_ニ戸別之調。一戸貲（皆）布一丈二尺。凡調副物塩賣、亦隨_ニ郷土所_レ出。凡官馬者、中馬每_ニ一百戸_レ輸_ニ疋。若細馬每_ニ二百戸_レ輸_ニ疋。其買_レ馬直者、一戸布一丈二尺。凡兵者、人身輸_ニ刀・甲・弓・矢・幡・鼓。凡仕丁者、改_レ旧每_ニ卅戸_レ一人_上（以_ニ一人_レ充_ニ廝）而每_ニ五十戸_レ一人（以_ニ一人_レ充_ニ廝）、以_ニ充_ニ諸司。以_ニ五十戸_レ充_ニ仕丁一人之糧。一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。凡采女者、貢_ニ郡少領以上姉妹及子女形容端正者（從丁一人、從女二人）。以_ニ一百戸_レ充_ニ采女一人糧。庸布・庸米皆准_ニ仕丁。

β 「書紀」大化二年八月癸酉条⁽¹⁰⁾

凡調賦者、可_レ取_ニ男身之調。凡仕丁者、每_ニ五十戸_レ一人。

大宝・養老令制以前の收取方式について体系的な規定を示したもののは^{α・β}しかないので、その理解は七世紀後半の税制を解明するための貴重な手がかりとなる。まず^αの「田之調」と「戸別之調」に関しては、「別収」とある「戸別之調」を「田之調」に対する付

加稅と解する立場、この二者は賦課対象を別とする異なる性格のものであると見る立場があるが、畿内と畿外の支配構造・税制の相違に着目し、「田之調」は畿外のみの負担で、国造が貢納し、「戸別之調」は畿内において人民が戸別に現物貨幣的性格を有する「皆布一丈二尺」を貢納したとする見解を支持しておきたいと考える。⁽³¹⁾ この説明では、「田之調」は田一町で絹一丈の如き大難把な数字になつており、従来の国造の貢納を国造領の広さに割り当てる法制度化したものと見て、これは国造層に対する請負的性格の賦課であつて、全面的な造籍や校田を必要としないことから、改新詔第四条の規定は当時の方針であつたと解して支障ないと位置づけられている。

しかし、上述のような孝徳朝の施策の理解からは、代制に基づく穫稻数の把握とそれに依拠した賦課は可能であると考えるが、田一町につきいくらという計算方式の実施は困難であると思われる。そこで、この賦課基準に関する凡条には潤色があると見なければならぬが、それを淨御原令による述作とする見解が呈されている。⁽³²⁾ 即ち、「田一町」云々は淨御原令制では丁調制に依拠して「正丁一人、絹一丈」の如き規定になつていたものを、「丁」→「町」と改めて、述作したというのである。但し、「書紀」天武五年五月庚午条「宣進_レ調過_レ期限_上國司等之犯狀_上云々」など天武朝初年の調制整備によつて丁調が成立したとする⁽³⁴⁾、田地を賦課基準とする規定を敢えて作成したのは、やはり丁調制とは異なる田地に基づく計算方式が

存したことと示唆しているとも考えられよう。その方法とは、「播磨國風土記」飾磨郡安相里条「所_ニ以称_ニ安相里_ニ者、品太天皇從_ニ但馬_ニ巡行之時、縁_ニ道不_レ撒_ニ御冠_ニ故号_ニ陰山前_ニ。仍國造豐忍別命被_ニ剝_レ名_ニ。爾時、但馬國造阿胡尼命申給、依_レ此赦_ニ罪_ニ。即奉_ニ塩代田廿千代_ニ有_レ名_ニ。塩代田佃、但馬國朝來人到来居_ニ於此處_ニ。故号_ニ安相里_ニ。」とあるように、代制に依拠した土地の把握を基準としたものであつたと推定され、「田一町」云々には潤色はあるものの、土地を基準にする賦課という方法は想定可能であると思われる。ただ、それに統く布類を中心とする規定については当時のものであつたか否かの判断を保留しておきたい。⁽³⁵⁾

αの「田之調」と「戸別之調」を以上のように考えると、次にβの「男身之調」との関係如何が問題になるが、この点についてはβを地方対策の一部と見れば、「田之調」が男子のみに賦課されたので、このように称されたか、あるいは調全体が男子のみの賦課であったので、このように称されたか、あるいは調全体が男子のみの賦課であつたので、当時の賦課対象をもとにした呼称であった（「田之調」と「戸別之調」の両方を指す）と解してみたい。そして、αの「調副物塩贊」に関しては、「調副物である塩・贊」と読み、調と贊が密接な関係にあり、ミツキとして未分化・同質的な状況を看取できるものと考える。⁽³⁶⁾ 大王などに献上される食料品である贊とともに掲げられる塩は、「書紀」武烈即位前紀十一月戊子条の平群真鳥滅亡の際に「真鳥大臣恨_ニ事不_レ済、知_ニ身難_レ免、計窮望絕、広指_レ塩詛、遂

被殺戮、及_二其子弟。詛時、唯忘_二角鹿海塙、不_二以為_ア詛。由_レ是角鹿之塙為_二天皇所_ア食、余海之塙為_二天皇所_ア忌。」とあるのを参照すると、ミツキの中でも塙は贊とともに特別の由緒を有するものであったことが窺われる。³⁷ _アの「調副物」の制度的存在は別にして、ミツキとして塙・贊が貢上されていたことは認めてよいと思う。

以上を要するに、改新詔の中でも「臣連・伴造・国造・村首之所有部曲之民・处处田庄」という豪族の私有財産にまで言及し、孝徳朝の部民対策と合致しない第一条、大宝令文による述作が想定される第二・三条とは異なり、大宝令文による潤色部分が少なく、独自の規定が多い第四条については、その規定通りか否かは保留せねばならないものの、骨子となる部分については孝徳朝当時の制度を反映している可能性を考えるのである。部民制自体は存続し、部民制的貢納方式も保持されたとすれば、難波宮跡北西部出土木簡に看取されるような個人宛の貢納が実施されていたものと思われる。そして、布類を中心とする調ミツキと食料品の貢上で「調副物」とされる塙・贊、仕丁資養の「庸」(養米)という税目は、部民制的貢納のしくみそのものを体系化していると解され、これらが荷札木簡にも登場する税目であった。そこに仕丁差点を五十戸に一人として、「五十戸」を単位とする資養や貢納のしくみを作ろうとしたのが孝徳朝の施策の眼目であつたと見なされよう。

こうした理解に基づいて、前章で整理した孝徳・齊明朝の荷札木

簡を見ると、個人名を記す貢納は「戸別之調」、「五十戸」や集団による貢納は「田之調」に対応するものと比定される。部民制廃止や田地調査・全人民を登載した戸籍作成が実現していない段階では、旧来の部民制的収取を維持しつつ、大王家の収入部分を増加し、また「五十戸」という単位を設定することによって、定量的把握を進めようとしたのであろう。但し、中大兄皇子らはこの孝徳朝の方策推進に反対し、飛鳥還都を行い、翌白雉五年には孝徳大王が死去しているので、この施策は激には拡大せず、齊明朝では現状維持が保たれたものと思われる。

その後の律令体制の確立過程と荷札木簡の様態を整理すると、次のように展望される。白村江の敗戦を機に、中大兄称制下・天智朝においては、甲子宣による部民制内部への介入を進め、庚午年籍の作成によつて人民の掌握に着手し、また湯沐邑のあつた美濃地域では一部に新しい方式を「実験」し、それが_レの荷札木簡に反映されているのではないかと憶測されるところである。³⁸ そして、壬申の乱によって旧来の中央有力豪族が勢威を失い、天皇号の成立・君主権が高揚する天武・持統朝において、部民制の廃止と「五十戸」単位の收取のしくみを利用した全国的な収取体制を確立することが可能になり、これが律令税制の定立につながつた。但し、当該期の荷札木簡を見ると、地名と人名の重視、即ちどの地域から誰が貢納したかを確認することが最重要課題であつたことが看取され、これは対

面して納入する方式の残映であり、税目や物品名・数量の明示、貢進期日の設定など、律令税制としての留意点はまだ充分に認識されていなかつたものと考えられる。したがつて「大略以淨御原朝庭为准正」（『続紀』大宝元年八月癸卯条）⁽⁴⁰⁾という大宝令施行後、和銅・養老年間に制度的整備に努め、荷札木簡についても律令税制に即した書式が確立するのである。

むすびにかえて

小稿では近年出土点数が増加する七世紀の木簡の中から荷札木簡を取り上げ、その特徴を検討するとともに、そこに反映された税制のあり方を探り、孝徳・齐明朝、天智朝、天武・持統朝と、七世紀後半の国制のしくみを概観しようとした。当該期の制度史的考察は、その全体像が復原可能な史料が「書紀」に限定され、かつ改新詔の信憑性など、律令体制確立過程の基本的理解についても、依然として齟齬するところが大きい。そうした中につけて荷札木簡さざれてきている。

もとより小稿は現況の整理と從前の私見との照合に終始しており、七世紀の荷札木簡が呈する情報を充分に汲み上げていないという謗

りを免れないものである。しかしながら、さらなる史料の増加を俟つて、より正確な七世紀の国制復原を期するための叩き台として、これを諸賢の照覧に委ね、今はここで擋筆することにしたい。

註

(1) 描稿「荷札木簡の研究課題」（『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(2) 描稿a「封戸と封主」（『文字と古代日本』第三巻、吉川弘文館、二〇〇五年）、b「民官と部民制」（『弘前大学国史研究』一一八、二〇〇五年）も参照。

(3) 岸俊男「木簡と大宝令」（『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年）。但し、東野治之「法隆寺献納宝物の銘文」、「法隆寺伝来の幡墨書銘」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年）が指摘するように、年月日が冒頭に来る書式は大宝年間にも残つており、また長屋王家木簡でも散見されるから、すぐに新しい書式に切り換わる訳ではないことにも留意しておきたい。

(4) 岸俊男「白髪部五十戸」の貢進物付札（註（3）書）、鶴見泰寿「七世紀の宮都木簡」（『木簡研究』二〇、一九九八年）など。なお、平城宮木簡に関しては、今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」（『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年）を参照。

(5) 東野治之「藤原宮木簡にみえる無姓者」（『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年）。

(6) 東野治之「木簡に現われた「某前に申す」という形式の文書について」（註（5）書）。

(7) 「奈良文化財研究所紀要」（二〇〇三）（奈良文化財研究所、二〇〇三年）一二五頁は、「乙丑年」は文字としては間違いないが、この木簡

が飛鳥池遺跡出土の丁丑年（天武六＝六七七）銘木簡と記載内容・形態・法量が極めて相似することを考慮して、「丁丑年」の書き誤りと見る余地がない訳ではないと述べている。石神遺跡出土のその他の木簡は天武四年（持統六年）と、天武・持統朝の範囲に収まることを考えると、こちらの方が都合がよいが、奈文研紀要でも述べられているように、安易な文字訂正は慎むべきであり、一応は現況の文字を信頼しておることが肝要であろう。

(8) 評の下部組織としての「五十戸」が「里」表記に変わるのは、今のところ天武十二年が初見と考えられる（藤原宮木簡五四四号）。但し、「五十戸」表記は石神遺跡出土の丙戌年（朱鳥元年＝六八六）銘木簡（飛十八一六二号、荷札集成三八号）、飛鳥池遺跡出土の丁亥年（持統元＝六八七）銘木簡（飛十四一三三頁、荷札集成一二四号）などにも見えており、下限については確言できない。

(9) 註(2)b拙稿も参照。

(10) 東野治之「橋脚MP-2区SK-100四三出土木簡について」（難波宮址の研究）第七報告篇 財團法人大阪市文化財協会、一九八一年）は、難波宮跡第一〇〇次調査出土の「比□「罷カ」尔ア」を「比罷」（ヒワ）＝枇杷、「尔ア」＝贊と解釈しており、これは難波宮跡下層の時期のもので、難波屯倉との関係を考慮すべきことを示唆している。枇杷は延喜内膳式に供奉雑菜の一つとして見えており、これが贊札だとすると、さらに遡るもののが存することになる。

(11) 拙稿a「評制下の地方支配と令制國の成立時期」（日本歴史）六五七、二〇〇一年）、b「評司・国造とその執務構造」（東洋大学文学部紀要）史学科篇三〇、二〇〇五年）。

らに対する米に支出が必要であったとされているから、十二月という貢進月はそれなりに意味を有するものである。また吉川真司「税の貢進」（文字と古代日本）三、吉川弘文館二〇〇五年）は、「次米」を「粢」（和訓シトギの原義がモチであることから、モチゴメを示す）と解し、十一月貢進の糯春米の事例を併考して、正月儀礼用の春米貢進に伴う荷札であり、特に丁重な書式がとられたと見て（ちなみに、「粢」の本義は神に供える穀物である）。

(13) 註(1)拙稿「古代地方官衙遺跡出土木簡から見た郡務と国務の具体像」（東洋大学文学部紀要）史学科篇一九、二〇〇四年）。

(14) 拙稿「国宰・国司制の成立をめぐる問題」（歴史評論）六四三、二〇〇三年）。

(15) 東野治之「長屋王家木簡管見」（日本古代史料学）岩波書店、二〇〇五年）、註(2)a拙稿。

(16) 小澤毅「伝承板蓋宮跡の発掘調査と飛鳥の諸宮」（日本古代宮都構造の研究）青木書店、二〇〇三年）、林部均「伝承飛鳥板蓋宮跡の年代と宮名」（古代宮都形成過程の研究）青木書店、二〇〇一年）など。なお、西本昌弘「伝承板蓋宮跡第Ⅱ期遺構と後飛鳥岡本宮」（日本歴史）六七九、二〇〇四年）は、Ⅱ期を後岡本宮に比定する見解を呈しているが、その当否は今後の議論に委ねることにし、今のところ通説的見解に依拠しておきたい。

(17) 「飛鳥京跡」二（奈良県教育委員会、一九八〇年）。

(18) 菅谷文則・岸俊男「飛鳥京跡第五一次発掘調査出土木簡概報」（奈良県遺跡調査概報・昭和五一年度）一九七七年）。

(19) 「難波宮跡北西の発掘調査」（大阪府文化財調査研究センター、二〇〇〇年）。その他、「木簡研究」一二（一九九九年）・二三（二〇〇〇年）・二六（二〇〇四年）の「大阪・難波宮跡」の関連部分も参照。

(20) sの「虎」は註(17)書では「庸」と訛読されているが、木簡実測

- (図・写真版の観察および鶴見註(4)論文三一四頁により、これは「虎」の異体字であると判断し、「虎」と改めた。
- (21) sの「□〔綿カ〕」は大ア浴虎との間に間隔があり、物品名と解してみたい。なお、この物品名の文字は「錦」と訛読すべきかもしれない。また「上々」とだけ記された事例やには「八等」の文字が見えるが、これらをsと同様の荷札としてよいか否か不明のところがあり、「上」・「中」は三等級を示していると考えたい。
- (22) 岸註(4)論文。
- (23) 山中敏史「評制の成立過程と領域区分」(『考古学の学際的研究』岸和田市教育委員会昭和堂刊、一〇〇一年)。
- (24) 東野註(6)論文。
- (25) 栗原永遠男「難波宮跡西北部出土木簡の諸問題」(『大阪の歴史』五、一〇〇〇年)。
- (26) 仁藤敦史「古代女帝の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、一〇〇〇年)。なお、「荷札集成」では「孝德天皇の母である吉備姫王をはじめ、王(天皇)の母を指すとする見方」が紹介されている(九二頁)。
- (27) 拙稿「長屋王家木簡補考二題」(『日本歴史』六八、一〇五年)で指摘したように、奈良時代末以前の王貴族の妻妾は邸宅の西方に居住していた。とすると、難波宮北西部の出土地は皇極前大王の居所としても相応しいようと思われるが、吉川真司「難波長柄豊崎宮の歴史的位置」(『日本国家の史的特質』古代・中世、思文閣出版、一九九七年)の難波地域における二段階の造営による難波長柄豊崎宮(前期難波宮の造営過程を参照すると、難波宮の造営開始は大化五年頃からと考えられ、戊申年(大化四年)にはまだ難波宮は完成していなかった(白雉三年九月完成)。また古市晃「前期難波宮内裏西方官衙の再検討」(『ピストリア』一五八、一九九八年)、「難波宮発掘」(日本の時
- (28) 今津勝紀「調庸墨書銘と荷札木簡」(『日本史研究』三三三、一九八九年)は、荷札木簡の本質的機能を天皇に対する貢納の表示にあつたと見ており。しかしながら、対面貢納こそが本来的な形であるとすれば、官僚機構の確立などによつてそれがなくなつていくために、その分荷札木簡に記される情報量が多くなつたと考えができるのではないかと思う。
- (29) 拙稿「評の成立と評造」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)、「倭国から日本へ」(『日本の時代史』3倭国から日本へ、吉川弘文館、二〇〇一年)、「大化革新と飛鳥」(『統・明日香村史』上巻、二〇〇六年)、註(2)b論文など。
- (30) 本稿では改新詔そのものの信憑性に言及しているのであるが、仕丁を五十戸に一人とすることは⑩の大化二年八月癸酉条にも見えており、それ以前の基準が三十戸に一人であったか否かは確証がないものの、この時期に仕丁差点規定の変更があり、五十戸に一人という基準が示されたことは認めてよいと考える。
- (31) 大津透「律令国家と畿内」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)。なお、「戸別之調」と「田之調」をめぐる研究史整理は、この論文を参照されたい。
- (32) 八木充「淨御原令の調規定」(『日本歴史』六八、一〇〇五年)。
- (33) 菊田香融「律令財政史序説」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一

代史』3倭国から日本へ、吉川弘文館、二〇〇一年)によると、難波宮完成時にはこの付近には大藏省前身官司に關わる倉庫が存している。となると、夫人の西方居住と「王母」木簡出土地云々を直接結びつけることはできないが、難波宮造営開始頃にこの付近でこれらの物品が消費・廃棄されたとすれば、「王母」の居住場所・関連施設の所在、あるいは大藏と関係する物品保管などを想定することも全く可能性がない訳ではないと思われる。

九八一年)。

(34) 吉川真司「常布と調庸制」(『史林』六七一四、一九八四年)。

(35) 八木註 (32) 論文では、布類の数量単位について、「匹」→文武四年以降に「疋」「端」→大宝元年から「段」(但し、その後も端と段を併用)、糸は持統十年以後に斤から絹へ、綿は大宝元年以後に屯から斤へ(但し、天武十年までは斤を用いる)という変化が整理されているが、これだけでは時期の特定は難しいと思われる。

(36) 大津註 (31) 論文七頁、八木註 (32) 論文七三一七四頁など。

(37) 直木孝次郎「費に関する二、三の考察」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年)は衣の調と食の費が併存していた状態から、租税としての利便性に優る調が物納租税を代表し、費は租税体系の上で副次的地位に転落したという見通しを示している。

(38) 摂稿「中大兄の軌跡」(『海南史学』四三、二〇〇五年)。

(39) 註 (14) 摂稿。

(40) 大津註 (31) 論文四二一四三頁によると、田租徵収も「統紀」慶雲三年九月丙辰條「遣使七道始定田租法。町十五束。及点役丁。」によつて成立したという。

(付記)

「評制下荷札木簡集成」掲載のいくつかの木簡については、二〇〇六年八月一日に奈良文化財研究所の市大樹氏の御配慮により実見・証文を確認させていただき、市氏にはまた本稿に対する御意見も賜わることができた。末尾ながら深謝申し上げたい。なお、本稿は東洋大学人間科学総合研究所・研究所内プロジェクト「共時的・通時の構造からみた地域」(研究代表者・岡本充弘)の研究分担に伴う成果の一部である。